

第 7 3 号議案

ふじみ野市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立子育て支援センター条例（平成 2 8 年ふじみ野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表ふじみ野市立霞ヶ丘子育て支援センターの項を削る。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

センターの利用時間は、午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立子育て支援センター機能のより柔軟な展開を図るため、ふじみ野市立子育て支援センター条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。